

令和3年10月 河北町農業委員会総会（第10回）

令和3年10月25日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場2階第1会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	高橋 清	委員	2 番	逸見 三和子	委員	3 番	今田 好行	委員
4 番	奥山 ちか子	委員	5 番	岡崎 学	委員	6 番	関 紀子	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	原田 康雄	委員	9 番	奥山 喜幸	委員
10 番	後藤 慶治	委員	11 番	齋藤 仁	委員	12 番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和3年10月25日（月曜日）午後1時58分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第17号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第18号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議第35号	農地法第3条の規定による許可申請書について
議第36号	農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 増川事務局長

定刻前ではありませんけども、只今から令和3年10月の河北町農業委員会総会を始めたいと思います。稲刈りの作業が皆さん終わってないと思いますけど、主要な所は終わ

っていると思います。米価に関する要請書等来ておりますけども、まだ課題が残っているところなんです。その中で10月総会ということで、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは会長あいさつをお願いします。

○ 堀米会長

皆さんどうもご苦労様です。毎回毎回同じようなコロナの中での開催となります。おかげさまで、と言うか国内県内町内含めた形の中でコロナも一段落しているような状況です。このまま1段落2段落して正月あたりは自由に出入り旅行等出来るようになればいいなと思うところです。そういう風な環境になるため、現在若干気を緩めがちなところではありますけども、気を引き締めた中でコロナ対策に万全を期していただきたいと思います。農作業の方も米の方事案なく終わったところであります。遅い方の果樹りんご等収穫のある方以外は大半のところみな終わっていると思います。これからは寒さが厳しくなるので身体には十分注意した中で農業の経営に、また農家の皆さんの支え役として活躍出来るようにしていただきたいと思います。今日は大変ご苦労様です。

○ 増川事務局長

ありがとうございました。

では次第に基づきまして、日程第1から会長に座長になっていただいて進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名です。1番 高橋委員、2番 逸見委員、2名の方、よろしくお願いします。

それでは日程第2議案の審議に進みたいと思います。こういう諸条件の中ですのでスムーズに終われるように皆さんご協力をお願いいたします。報第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座ったままで失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

はじめに、申請番号49番 所在地 大字田井字一間尻（イッケンジリ）●●●●、田、ほか2筆で計3,940㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後は自作するほか、●●●●さんから耕作してもらったことと。

続きまして、申請番号50番です。所在地 谷地字霊堂（レイドウ）●●●●、田、

1, 897㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号51番です。所在地 大字新吉田字荒小屋（アラゴヤ）●●●●、田、ほか4筆で計3, 351㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、2ページ、申請番号52番です。所在地 谷地字沢畑（サワバタ）●●●●、畑121㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、申請番号53番です。所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、ほか1筆で計4, 801㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号54番です。所在地 大字溝延字稻荷原（イナニバラ）●●●●、畑、ほか1筆で計1, 967㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後は自作するとのことです。

以上6件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました届け出相続によるものです。

以上で、以下の届け出について、皆さんから意見等ありますでしょうか。

はい、ないようであります。この件に関してはこのまま進めていただきたいと思います。

続きまして、報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の3ページをご覧ください。報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号113番及び114番、所在地 大字溝延字サビ●●●●、田、ほか1筆で

計8, 034㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第36号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、売買するためとのことです。

続きまして申請番号115番、所在地 西里字両所（リョウジョ）●●●●、畑、858㎡のうち330㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第35号 農地法第3条の規定による許可申請書についてでご協議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号116番及び117番、所在地 大字岩木字岩木（イワキ）●●●●●、畑、ほか3筆で計2, 619㎡です。渡し人の、法定相続人 ●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、被相続人の●●●●●さんが亡くなり、以後、自作するためということです。

以上5件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。このことについて皆さんから何か質問等ありましたらお願いいたします。はい、無いようですので、この件に関してもこのまま取り進めます。

続きまして議第35号 農地法第3条の規定による許可申請書について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは議案書の5ページをご覧ください。議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号39番、賃借権の設定です。所在地 字畑中（ハタケナカ）●●●●●、田、1, 725㎡1筆です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号40番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字サビ●●●●●、畑、ほか1筆で計1, 014㎡です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号41番、所有権の移転です。所在地 西里字両所（リョウジョ）●●●●、畑、858㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号42番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、1,003㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上4件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

説明ありました。これに関して現地確認していると思いますので報告をお願いします。

○ 奥山（喜）委員

39番です。今日確認してきました。現在さくらんぼの樹が植わっている状態で、今はきれいに作付けなっている状態です。請け人の●●●●さんがどういう方かわからないんですけども、これからきれいに引き続き管理していただければと思います。問題ありませんでした。

○ 後藤委員

40番、42番サビについて、こういった値段で売買するだけ、新しい耕作者は西里の方ですけども、大変喜んでいところですよ。近所の人に聞いたら、桃かさくらんぼ植えて耕作したいということのようでしたので、期待しているところです。

42番は●●●●さん所有の田の中の混ざり田で、これから所有者が一人になって耕作者はやりやすくなるのかなと思っております。問題ないかと思います。

○ 逸見委員

41番、見てまいりました。ここは先々月道を作ると言って買ったところから続いている所で、●●●●さんが周りの農地もきれいにしておりまして、見てきた時もきれいになっておりました。何も問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

はい、只今3人の方から現地確認の報告をいただきました。これについて皆さんから質問等ありましたらお受けいたします。質問ないですか。ないと認めます。賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成ですので許可いたします。

次に、議第36号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の6ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。7ページが総括表になります。

所有権移転が1件と、賃貸借設定が4件になります。

資料の8ページをお開きください。

申請番号145番所有権移転です。所在地 大字溝延字サビ●●●●、田、ほか1筆で計8,034㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当299,900円で、総額2,410,000円です。

次に、資料の9ページの申請番号146番から149番の賃借権設定につきまして、いずれも受け人が●●●●さんで、全て畑で計7,287㎡です。無償による貸借となり、理由は渡し人の労力不足とのことでした。

以上5件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今説明ありました内容について、皆さんから何か質問等ありませんか。ないと認めます。決を取りたいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員ですので許可いたします。

以上で総会の方は終わります。

午後2時15分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
